

4-(1)	産業廃棄物の輸出に関する規制緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第15条の4の7
要望の 具体的内容	<p>産業廃棄物の輸出は、国内処理の原則により制限されているが、輸出先の政府から許可を取得している廃棄物処理会社への委託であり、輸出先において有効に再生利用される場合については、積極的に輸出を許可すべきである。</p> <p>また、輸出にあたっての手続は、法的な処理責任を持った者(排出事業者)に限らず、排出事業者から委託を受けた当該産業廃棄物の処理業許可を有する国内処理業者等、排出事業者以外の者による手続も認めるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>産業廃棄物を輸出しようとする場合、環境大臣による確認の基準により、処理設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であることが必要とされている。また、輸出にあたっての手続は、法的な処理責任を持った者(排出事業者)が行うことになっているが、一社単独で行うよりも、複数企業間で連携して集約し、一定規模の産業廃棄物を確保した方が経済的である。</p> <p>一方、産業界では、資源有効利用の観点から、セメント業界をはじめとした素材産業において、原料や燃料の代替として産業廃棄物を受け入れる等、産業界連携による再資源化を進めてきた。しかしながら、産業界構造の変化や公共投資削減等の影響により、これら産業界連携による産業廃棄物の有効利用は低減傾向にあることから、産業廃棄物の最終処分量(埋め立て)の縮減は限界に達しつつある。</p> <p>そのため、資源有効利用や最終処分場確保の観点から、国内に有効利用先がなく、輸入国において有効に再生利用される場合については、産業廃棄物の輸出に関する規制を緩和し、積極的な取引を可能とすることで、グローバルな資源循環を促進する必要がある。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(2)	廃棄物処理施設許可の欠格事由の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	廃棄物処理法第15条の3第1項
要望の 具体的内容	<p>環境関連法違反による廃棄物処理施設の設置許可の取消しは、悪質な法違反に限定すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現行制度では、①役員等の欠格事由が自動的に会社の欠格事由に該当、②廃掃法以外の大防法、水濁法等環境関連法違反が欠格事由に該当、③廃掃法第14条(産業廃棄物処理業)以外に自己処理のみの場合でも、産業廃棄物処理施設の設置許可取消しとなる。</p> <p>たとえば、工場内でなんらかの過失や事故によって水濁法違反を引き起こした場合、自工場から発生する廃棄物等を減容処理するための焼却施設等の許可がすべて取消しとなり、工場が停止してしまう。また、複数の工場がある場合には、問題があった工場のみではなく、すべての工場が停止することにより、生産活動に多大な影響を与える。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(3)	ボイラおよび焼却炉出口の一酸化炭素濃度規制における特別措置枠の拡大
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法施行規則第4条の5第2項ル
要望の具体的内容	<p>ダイオキシン排出抑制対策の規制である、ボイラ及び焼却炉の出口の一酸化炭素濃度の濃度規制(100ppm以下)について、循環流動層ボイラを用いる場合は特別措置として規制対象外とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>ダイオキシン発生抑制対策として、ボイラ及び焼却炉の出口の一酸化炭素濃度は100ppm以下に規制されている。一酸化炭素濃度規制は、ダイオキシン発生と一酸化炭素濃度の一般的な相関に基づき設定された値である。ただし、上記相関が見られない場合、環境大臣が定める焼却施設については、特別措置として当該規制の対象外となっている。</p> <p>循環流動層ボイラの場合、一酸化炭素濃度は500ppm前後となるが、ダイオキシンの発生が無いため、特別措置として対象外としても問題ない。</p> <p>現在は、一酸化炭素濃度規制をクリアするために調達に不安のある特定の炭(インドネシア産)しか使用できない。本ボイラが規制対象外となれば供給不安のない汎用炭(豪州産等)の使用が可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(4)	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第3条、第7条、第12条、第14条 同施行令第2条、同施行規則第10条の3
要望の 具体的内容	<p>廃棄物を排出する事業者と処理する事業者との関係が持分法適用の関係会社の場合に、その子会社または親会社が事業者とは別の独立した法人格であっても、同一グループ内の親会社や子会社から発生する同一性状をもつ廃棄物について、自己処分として処理することを可能とし、廃棄物処分業または特別管理廃棄物処分業の許可を不要とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>事業者が関係会社の廃棄物を処理する場合、その子会社が事業者とは別の独立した法人格を有するのであれば、子会社は他者の廃棄物の処理を反復継続して行うこととなるので、処理業の許可を必要となるので、大きな負担となる。</p> <p>たとえば、廃棄物を自己処理できる親会社が商品を製造し、その子会社が卸売業として販売するケースなど、廃棄物の性状としては同じものであるが、子会社が親会社に処理委託をするとした場合に、親会社は処理業の許可を取得しなければならない。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(5)	自社所有・運行でない車両での製品の下取り
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知平成12年9月29日衛産第79号(改正平成18年9月4日環廃産発第060904003号)
要望の具体的内容	<p>メーカーや販売会社による製品の下取りを、自社所有・運行でない車両でも可能にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>環境省通知により「新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要である」とされ、メーカーや販売会社による回収・リサイクル促進が図られてきた。昨今、会社機能の分社化やアウトソーシングが進み、製品の納入作業を運送会社に委託するケースが増加しているが、この場合は「下取り」とは認められず、運送会社が収集運搬の許可を取得するか、別途許可業者の車両を手配しなければならない。</p> <p>通知においては「下取りに利用する車両は自社が所有・運行するものでなければならない」とは明示されていないものの、行政等へ照会すると、「たとえ新品の納入を行っていても、別業者であれば、下取りにはあてはまらない」という見解が示される。</p> <p>新品納品時に使用済み製品を回収すれば、運送効率が良く、コスト面でもエネルギー消費の面でも望ましい。また、運送会社はメーカーや販売会社などの管理下で回収・物品はメーカーへ返還され、リサイクル・処理されることになるので、不法投棄等のリスクも少ない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(6)	収集運搬業の許可主体の広域化と許可申請時の添付書類の統一
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第14条
要望の具体的内容	<p>収集運搬業の許可については、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県が許可することとし、収集運搬業務の効率化を可能とすべきである。</p> <p>また、許可申請の添付書類は全国統一すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>収集運搬業の許可については、都道府県ごとの許可に簡素化されることになるが、広域的に収集運搬の事業を行う場合に同一内容の複数の許可を取得・更新しなければならない現行の制度は、処理業者側の手続き負担が大きく事業展開の弊害になっている。</p> <p>特に収集運搬業の業務の内容にはどの地域で行っても変わらず、許可申請の書類は統一できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(7)	事業系一般廃棄物の処理に関する特例の創設
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>廃棄物処理法第7条、14条  「引越時に発生する廃棄物の取扱いについて」(環境省臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)</p>
要望の具体的内容	<p>オフィスの引越し時に発生する事業系一般廃棄物について、産業廃棄物処理業者が扱うことを可能とする特例を創設すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>オフィスの引越し廃棄物のように同一場所で発生し、一般廃棄物と産業廃棄物と異なる許可での運搬、処分は、非常に非効率である。より再資源化が図れる場合のみなど一定の条件の上で、一般廃棄物であっても産業廃棄物と合わせて委託・処理ができる特例を設ければ再資源化が一層進む。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課</p>

4-(8)	産業廃棄物の保管期間の上限とマニフェスト返送期限の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	<p>廃棄物処理法第12条の3  同法施行令第6条の5  同法施行規則第8条の28第1項</p>
要望の具体的内容	<p>リサイクルが可能な産業廃棄物の保管数量については、処理施設の一日当たりの処理能力に乗じる数値を引き上げるとともに、特別管理産業廃棄物のうちリサイクルが可能なばいじん・製鋼ダスト等については、産業廃棄物管理票写しの送付期限を90日に延長すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>保管する産業廃棄物の数量は、当該産業廃棄に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすることと定められている。しかし、リサイクルの原料となるダストに含まれる成分(Cd、Pb、Cr、ハロゲン等)は発生元の原材料により大きなバラツキがあり、製品の品質、環境負荷の観点から配合比率を決め、少量ずつ時間をかけて混合して使用する必要があるため、保管数量上限が制約となりリサイクルが思うように進まない。</p> <p>また、特別管理産業廃棄物に係る産業廃棄物管理票は、環境省令の定める期間内(交付後60日以内)に交付者に対し、当該管理票の写しを送付しなければならない。リサイクルの原料となるダストは、地球温暖化対策のため、船輸送により運搬される。船積みロットは、経済的な観点から500～1000t単位となるため、積替保管・輸送の期間が長くなる。現状では、60日以内の管理票返送が制約となり、リサイクルできるダストは一部に限られている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(9)	再生利用認定制度の拡充
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第15条の4の2
要望の具体的内容	<p>ペットボトル・発泡トレーなど確実に再生利用が担保されているものについては、再生利用の内容及び再生利用を行う者の基準等を見直し、積極的に再生利用認定制度の対象にしていくべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>ペットボトルや発泡トレー等の廃プラスチックは広くりサイクルが進んでおり、多様な再生品が様々な分野で利用されている。しかし、再生利用認定制度の対象となるための基準が環境省令で定められており、現在、廃プラスチック類の再生利用として認められているのは、①廃プラスチック類を高炉で用いる還元剤に再生し、これを利用する場合、高炉による製鉄業を主たる事業とする事業者が自ら業として還元剤を製造するものであること、あるいは、②廃プラスチック類をコークス炉においてコークス及び炭化水素油に再生し、これらを利用する場合、製鉄業者が自ら業としてコークスを製造するもの又は高炉で用いるコークスの製造及び販売を主たる事業とする事業者が廃プラスチック類から製造したコークス及び炭化水素油の販売を円滑に行うことができることが事業の実績等に照らして明らかであるもの、に限定されている。認定対象とならなければ、再生利用が確実に担保されているものであっても、各自治体による処理業及び施設設置の許可が必要となる。</p> <p>再生利用の主体が収集運搬・中間処理が許可業者に限定されれば、対応できる業者は限られ、必要以上のコストがかかる。これにより、再生品のバージン材製品に対する価格競争力が低下するため、再資源化の事業が成り立たなくなることがある。また、施設設置の許可が必要となれば、設置手続きに時間がかかり、ビジネスとしての商機を逸することがある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(10)	広域認定制度を活用した他社製品(PC等の情報処理機器)回収の実現
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第15条の4の3第1項第2号 同法施行規則第12条の12の8
要望の 具体的内容	<p>広域認定制度において、対象となる産業廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」として認定を受けている場合には、製品の販売に伴い発生する使用済み製品(新製品の導入に伴い撤去された機器等)の回収を適正かつ効率的に行うことが可能であることから、共同申請していない他社製品の場合においても、広域認定制度による回収を可能とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けることが多いため、PC等の製造事業者等が同業種の他社製品の回収も可能との方針が示されたが、現行では、共同で広域認定を申請している他社製品の場合に限定され、共同申請していない他社製品の場合には、広域認定制度による回収は認められていない。</p> <p>一方で、広域認定制度の対象となっている情報処理機器及び通信機器については、部品の標準化・規格化が世界的規模で進んでおり、メーカーの違いによるハードウェアの特異性はきわめて少ない。また、各メーカーは、解体容易性や有害物質の使用抑制等の環境配慮設計を着実に進めているうえ、製品の環境情報を公開し情報を共有しているため、他社製品の適正処理を可能としている。したがって、共同申請していない同一性状の他社製品の回収が可能となれば、効率的な適正処理と資源の有効利用をよりいっそう進めることができる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(11)	広域認定制度の対象品目の拡大
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第9条の9、第15条の4の3
要望の具体的内容	<p>一般消費者から排出されたものであっても、リサイクルのために販売業者に下取りされたもの、学校・職場に集められた制服・作業服等については、広域認定制度の対象とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>多くの自治体では企業が所有する作業着等は産業廃棄物と認められるが、類似のものでも消費者が所有していた作業服、学生服等については自治体によって判断が分かれ、実質的に広域認定制度を活用できない。認定対象を拡大すれば、循環型社会がいつそう進展する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(12)	繊維製品に係る広域認定制度の適用範囲の拡大
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第9条の9、第15条の4の3
要望の 具体的内容	<p>繊維製品に係る広域認定制度について、一般廃棄物である「合繊(ポリエステル、ナイロン6等)から作られた一般衣料等の繊維製品」のケミカルリサイクルも対象として認めるべきである。</p> <p>また、産業廃棄物である繊維製品について、サーマルリサイクル単独であっても広域認定制度の対象として認めるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>繊維製品に係る広域認定制度は、産業廃棄物であるユニフォーム等は対象として認められているが、一般廃棄物である一般衣料等は対象として認められていない。また、産業廃棄物であっても、繊維製品のサーマルリサイクル単独は広域認定制度の対象として認められていない。</p> <p>合繊メーカーは、合繊から作られた一般衣料等についても、合繊から作られたユニフォームと同様、経済的かつ二酸化炭素排出量の少ないケミカルリサイクルの技術ならびに設備を有しており、合繊メーカーなどの製造・販売事業者が、合繊から作られた一般衣料等を回収・リサイクルするための法的枠組みが整備できれば、わが国における繊維製品のリサイクル率を向上させる有効な手段となる。</p> <p>様々な素材を複合的に使用し、かつ、多品種小ロットである繊維製品は、製品によってはケミカルあるいはマテリアルリサイクルが難しい。繊維製品に係るサーマルリサイクル単独の広域認定が認められれば、繊維製品のリサイクル率を向上させることができる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課・廃棄物対策課

4-(13)	バイオマス由来製品等のサーマルリサイクルの広域認定制度への適用
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第9条の9、第15条の4の3
要望の 具体的内容	<p>一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、バイオマス由来製品(植物由来合成繊維製品、植物由来プラスチック製品等)について、サーマルリサイクル単独での広域認定制度の対象とすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>広域認定制度は、製造事業者等自身が自社製品の廃棄処分に関わる事で、エコデザイン(材料、工程)設計の見直し・変更等の自主的な企業行動への政策誘導を意図した廃掃法上の特例措置であるが、サーマルリサイクル(資源エネルギー利用・回収)単独での広域認定制度申請は認められていない。</p> <p>廃棄物処理法の一部改正法(2010年5月12日可決、成立)に対する附帯決議(2010年5月21日)で「廃棄物の焼却時のサーマルリサイクルを積極的に進める」「バイオマスの利活用」が課題として明示された。</p> <p>バイオマス由来製品が廃棄物になった場合、エネルギー利用・回収を伴う廃棄物からのCO2排出量はゼロ(カーボンニュートラル)であり、かつ、自然(太陽)エネルギーを蓄積した資源エネルギーを容易に熱回収でき、極めて有効な環境施策となる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課

4-(14)	広域認定制度における申請者の手続簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物処理法第9条の9、15条の4の3
要望の具体的内容	<p>広域認定による申請手続き(届出や変更内容)の簡素化を行うべきである。また、広域認定に指定されている範囲を越えて情報開示は求めるべきではない。</p>
規制の現状と要望理由	<p>広域認定制度は軽微な変更であっても、発生から10日以内の届出が義務付けられている。広域認定を複数の会社で共同で得る場合、個々の申請書類に共同申請各社の総意を入れ、手引に沿った書式に変換して提出しなければならないが、10日以内では現実的には無理な状況にある。さらに、広域認定以外の情報開示を求められているので、申請業務上の過度の負荷となっている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(15)	広域認定申請時の届出事項の簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物処理法施行規則第6条の18第1号リ
要望の具体的内容	<p>広域認定申請時に明示が必要な「再生品または熱回収によって得ようとする熱の利用方法およびこれらを他人に売却する場合にあっては、その主な取引先及び価格の見込み」のうち、「これらを他人に売却する場合にあっては、その主な取引先及び価格の見込み」は不要とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>広域認定制度を通じた資源の有効利用の実態は、製造事業者等が自らリサイクル処理をするのではなく、第三者のリサイクル業者に委託している。リサイクル業者へのヒアリング等により申請者にて一覧表の作成は可能だが、その根拠として契約書・請求書などの実際の取引資料の提出を求められる。</p> <p>この制度の下では申請書類を用意するために、本来リサイクル業者からしてみれば社外秘扱いである売却価格を利害関係にある製造事業者の開示しなければならない。資料が提出されなければ、優良なリサイクル業者との取引を断念せざるを得ず、循環型社会の構築を阻害している。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(16)	広域認定を取得した際の事前協議申請・報告の撤廃
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱第4条、第16条等
要望の具体的内容	<p>広域認定を取得した場合には、都道府県への事前協議申請及び報告を不要とし、これを全国で統一すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>広域認定を取得しながらも、実際には各行政へ事前協議の申請・報告の調整が必要とされ、たとえば、埼玉県の場合、年1回の報告・申請が継続される為、国と行政のそれぞれに報告義務が発生し広域認定の優位性が損なわれている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(17)	産業廃棄物処理業に関する変更の届出期限の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第14条の2第3項、同施行規則10条の10
要望の具体的内容	<p>変更の届出については変更の日から10日以内に届出ることになっているが、現実的に不可能である場合もあり、期限について「速やかに」あるいは「遅滞なく」などと緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>たとえば役員の変更届出を提出する場合、多くの行政機関が登記事項証明書の添付を求めており、商業登記簿の役員の変更登記は10日以上要することも多く、変更の日から10日以内に届出は、現実的に不可能な場合もある。</p> <p>さらに、場合によっては添付書類がそろわなくても10日以内に提出を求める行政、書類がそろわなければ全く受け付けない行政と対応が異なり、事務負担が大きい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(18)	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況の報告の統一
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第12条の3第6項 同法施行規則第8条の27
要望の 具体的内容	<p>本来の法の目的たる生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向けた活動に注力できるよう、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況の報告様式等を統一(環境省指定のフォーマット)すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>自治体を超えて資産を所有する企業等は、多くの自治体にマニフェストの交付状況の報告の義務が発生し、自治体ごとに提出条件(提出用様式、承認者の責任区分)の違いが発生する。</p> <p>多くの自治体は環境省のフォーマットを使用している一方で、追加で情報を要求する自治体(例えば千葉、愛知など)があったり、産廃コードを要求している自治体においては同じ分類でもコード番号が異なる自治体(例えば大阪、静岡など)があったりするため、非常に事務負担が大きい。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(19)	既存施設を活用した産業廃棄物処理施設の許可の迅速化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第15条、都道府県の条例
要望の 具体的内容	<p>既に他の用途で使用している発電施設については、産業廃棄物処理施設許可申請に必要な生活環境影響評価の項目等を簡素化すべきである。また、廃棄物処理施設設置審査会の審議など都道府県の条例に基づく事前協議を迅速化することにより、許可取得までにかかる期間を短縮すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>製造プロセスで使用している既存の発電施設等を、新たに産業廃棄物処理施設として許可を求める場合には、都道府県の条例等に基づき、廃棄物処理施設設置審査会での審議等、新規設備と同様の事前協議が必要となる。また、廃棄物処理法第15条による、周辺地域の生活環境に及ぼす影響の評価についても、新規設備と同様の項目が求められている。その結果、許可を取得するまで2～3年を要している。</p> <p>許可までの手続の簡素化、迅速化が進めば、現状、廃棄もしくは焼却されている廃油、廃酸などの再利用が進むことにより、循環型社会の形成が促進されるとともに、排出事業者の廃棄物処理に係る費用の削減につながる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(20)	産業廃棄物処理業等の許可申請時の「5%以上の株主」の届出の免除
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法施行規則第9条の2第1項第9号、第10条の4第1項第9号
要望の具体的内容	<p>産業廃棄物収集運搬業、処分、処理施設の許可申請時に都道府県に届け出なければならない「発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者」について、上場企業は免除すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>上場企業については、既に上場審査の過程で、反社会的勢力に関するチェックは徹底されているとともに、常に株主が変動しており、5%以上の株主を毎日把握することは困難である。</p> <p>信託口や投資口の内訳まで提出を求める自治体の運用があり、実務上対応が不可能となっている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(21)	産業廃棄物処理施設の許可に係る手続の簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	<p>廃棄物処理法第15条第2項第9号  同法施行規則第11条第5項第7号、第9号、同法施行規則第11条第6項第12号、第14号  廃棄物処理法第15条の2の5第3項  同法施行規則第12条の10第6号ロ、ニ、同法施行規則第12条の10の2第2項第4号</p>
要望の具体的内容	<p>産業廃棄物処理施設の設置許可、変更許可に際し、産業廃棄物処理施設の管理に影響力を行使できない役員、本店・支店の代表者たる使用人に関する書類添付は免除すべきである。</p> <p>また、産業廃棄物処理施設の軽微な変更をしたときの届出に関して、自社内の許可施設において自ら減量化等の中間処理を行う場合については、届出書類を簡素化すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>産業廃棄物処理施設の設置許可、変更許可に際し、都道府県知事に会社の役員、本店・支店の代表者たる使用人の「住民票の写し」及び「登記事項証明書」の添付が必須になっているが、これらの書類添付の主旨は、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、当該役員、本店・支店の代表者たる使用人が暴力団員でないことや成年被後見人でないこと等を都道府県が確認するためのものである。よって、当該産業廃棄物処理施設に影響力を行使できない役員・支店長についても、罰則を科してまで一律に書類添付を求めることは、あまりにも画一的で、過度の負担である。</p> <p>産業廃棄物処理施設の軽微な変更をした際は、都道府県知事への届出が必要とされているが、自社内の許可施設において自ら減量化等の中間処理を行う場合に対してまで、役員、本店・支店の代表者たる使用人の変更時の「住民票の写し」及び「登記事項証明書」の添付などを求めることは過度の負担である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(22)	廃棄物の多量排出事業者計画の統一と報告の電子化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物処理法第12条第7項、第8項 同法施行規則第8条の4の5、同8条の4の6
要望の 具体的内容	<p>「多量排出事業者」に義務付けられている、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画の作成および計画の実施状況の都道府県知事への報告について、報告内容を全国で統一するとともに、電子報告を可能とするべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>計画様式、実施報告様式は廃棄物処理法施行規則で定められているが、都道府県により求められる内容が異なる。また、電子報告を求める場合とそうでない場合があるため、個別の対応が必要となり、多大な事務手続きが必要となっている。</p> <p>様式を統一し、すべて電子化報告が可能となれば、事務手続きが減るだけでなく、紙資源の節約につながる。</p> <p>提出等は原則として電子ファイルで行うこと、計画等の様式を統一的に定めることについては、中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(2010年1月25日)においても意見具申されている。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(23)	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	廃棄物処理法第14条第1項、第15条第1項
要望の 具体的内容	<p>廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。</p> <p>その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方公共団体で許可を取得する場合には、ある一つの地方公共団体で手続を行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府県知事、政令で定める市の長の許可を個々に取得しなければならず、膨大な事務処理が必要とされている。</p> <p>将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービスの実現)、事務負担の大きな軽減につながる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(24)	廃棄物判断基準における輸送費の取扱いの柔軟化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)」において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)(平成17年3月25日 環廃産発050325002)
要望の具体的内容	<p>事業活動により発生する副産物の廃棄物か否かの判断に際しては、市場価格の暴落や輸送先の遠近により、輸送費が売却代金を上回り、排出事業者側に経済的損失が生じている場合であっても、輸送費負担を含めずに取引価値の有無を判断するように、廃棄物の定義に関する廃掃法の解釈を見直すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>事業活動により発生する副産物を有償で売却する際、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る等、当該副産物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、産業廃棄物に当たるとされている。</p> <p>たとえば、金属くずなど有償で売却できる副産物であっても、市場価格の変動や輸送先の遠近によって、排出事業者側に経済的損失が生じている場合は産業廃棄物とみなされ、その収集運搬等の処理に廃棄物処理法の規制がかかる。しかしながら、金属くず等の処理方法や性状が変わるわけではないため、その物の市場価格や輸送費の変動によって廃棄物であるか否かが左右されることにより、処理等の許可の要否が変わってくることは、法的な安定性を欠く。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(25)	廃棄物の中間処理方法等の全国統一
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第14条 同法施行規則10条の5
要望の具体的内容	都道府県ごとに異なる産業廃棄物の処分業の許可基準を統一すべきである。
規制の現状と要望理由	廃棄物の中間処理の方法として、破碎・焼却等があるが、一部の地域では選別があったり、選別を認めない地域もあったりし、中間処理の方法に関する定義が地域ごとに異なる。同様の処理を行っていても、許可証に記載される処理方法が異なっており、適正な処理委託が、困難である。
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(26)	域外廃棄物の流入規制の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	廃棄物処理法第11条 都道府県の指導要綱など
要望の具体的内容	事前協議制を撤廃するなどの域外廃棄物の流入規制を見直すべきである。
規制の現状と要望理由	<p>域外からの廃棄物搬入にあたって事前協議が必要となっており、その協議の申請、許認可の取得には時間、労力を費やされ、迅速な適正処理が困難になっている。</p> <p>たとえば、産業廃棄物をサーマルリサイクルする際、県によって県外からの廃棄物を収集することを認める場合と認めない場合がある。これにより、食物残渣は一部しか肥料として再利用されず、産業廃棄物をエネルギー資源として有効利用できていない。</p> <p>中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(2010年1月25日)においても、国は、地方自治体独自の住民同意や流入規制の対策についてその内容及び運用を継続的に把握し、地方自治体と対話し撤廃又は緩和を働きかけるべきであることが意見具申されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4-(27)	食品リサイクル促進に向けた廃掃法の特例の明確化及び拡充
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	食品リサイクル法第21条
要望の具体的内容	<p>食品循環資源の再生利用を促進するため、食品循環資源の収集運搬に関して、荷卸地だけでなく、荷積地における収集運搬業の許可も不要とすべきである。</p> <p>また、リサイクル施設については、処理施設の設置許可が必要となるが、店舗や事業所が集中するエリアへのリサイクル施設の設置を促進させていくためには、食品リサイクル法に処理施設の設置許可を不要とする廃掃法上の特例(規制緩和措置)を設けるべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>リサイクル業者(登録再生利用事業者)への食品循環資源の収集運搬に関して、食品リサイクル法における特例措置の中で、荷卸地における収集運搬業の許可は不要とされている。一方、荷積地においては特例措置がないため、収集運搬業の許可を取得する必要があるうえ、荷積地の自治体によっては越境を許可しないことから、食品循環資源のリサイクルが進まない地域がある。</p> <p>また、リサイクル業者(登録再生利用事業者)については、廃掃法の特例はなく、廃掃法上の処分業の許可、処理施設の設置の許可が一律に必要となる。リサイクルを促進させるためには、食品循環資源の効率的かつ経済的な回収が不可欠であるが、現状では設置手続きに時間がかかること等によって、リサイクル施設の設置が思うように進んでいない。その結果、リサイクル施設が食品循環資源の発生する店舗・事業所から遠方にあることが多く、非効率である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省、農林水産省

4-(28)	古物営業、金属くず等の許可申請書類の簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	古物営業法第5条、第7条 都道府県の金属くず条例
要望の具体的内容	古物営業、金属くず業等の許可申請時の提出書類について、全ての取締役にかかわる書類ではなく、代表取締役1名の関係書類のみの提出とすべきである。
規制の現状と要望理由	<p>取締役が多数任命されている上場企業や定期的に取り締役が改選されている企業が、古物営業や金属くず営業の許可を申請する際に、必要な公的証明書類等の書類が多数になるため、事業の開始を断念する場合があります。</p> <p>循環型社会の実現に向け、リサイクル事業は非常に重要な位置づけにあり、手続きの簡素化による市場の活性化は有益である。また、代表取締役の情報があれば、盗品の転売等の犯罪行為の防止は可能である。</p>
制度の所管官庁及び担当課	警察庁

4-(29)	土地の形質変更を意図する際の規制緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	土壌汚染対策法 第3条、第4条
要望の具体的内容	<p>土壌の状況を正確に把握し、汚染の拡大を少なくする目的で土対法が改正されたが、設備廃棄(第3条)や形質変更(第4条)時の義務化された法手続きにかなりの日数を要している。そのため、申請に対して、工事の内容や使用目的に応じ、迅速に対応できるよう判断基準を明確化すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>改正土対法では、汚染土壌の拡散を未然に防止するために、設備廃棄や、3000㎡以上の土地を形質変更する際に、事前に計画を各自治体に提出することになっている。指定解除までの期間を改正前と比較すると改正前の約3カ月から改正後には約7.5カ月と2.5倍程度まで延びている。届出後の規制の対象となるかどうかの判断も1～2カ月程度の時間を要している。</p> <p>このため、地歴や使用目的に合わせて、迅速に規制の対象となるかどうかを判断するための基準を明確にすることを要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省、都道府県

4-(30)	土壌汚染対策法における指定調査機関の業務規定についての改定
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	土壌汚染対策法第31条第3号、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第2条第4項、土壌汚染対策法に規定する指定調査機関に係る指定等の手引き(平成22年4月版)
要望の 具体的内容	<p>土壌汚染対策法第29条の土壌汚染状況調査を行なう指定調査機関については、同法31条では会社法上の親子の関係か連結対象の関係にある会社が所有する土地の調査といった利害関係の影響を排除するように定めている。その方法として、「手引き」では、利害関係の影響を受けないこと等を業務規定に規定するようこととされているが、他の方法も認めるべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>土壌汚染対策法第31条第3項には、土壌汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであることと定められている。環境省令で定める基準は、土壌汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壌汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとし、①特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと、②土壌汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと、③前二号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこととして、具体的に、取引関係や利害関係の影響を受けないこと等の基準を満たすために整備した体制について業務規定への記載が示されている。しかし実質的には、第三者から見て、公平性が維持・担保できることが必要であり、むしろ例えば、「ISOの監査のように、外部機関による監査ならびに監査機関の監査という方法」も認めるべきである。公平性を評価するほうがむしろ好ましいと考える。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	環境省水・大気環境局土壌環境課

4-(31)	排水規制項目の世界基準への統一について
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	<p>水質汚濁防止法 第14条、同規則第9条の2、下水道法  化学的酸素要求量に係る汚濁負荷の測定方法(環告20、昭和54・5・16)  排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(環告64、昭和49・9・30)</p>
要望の具体的内容	<p>日本の法令で定める工場、下水処理場等からの排水のCOD規制値は、CODMn(CODマンガン)法で測定された値が採用されているが、欧米を始め世界各国で採用されているCODCr(CODクロム)法を基準とした規制値に見直すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>CODの測定方法として、クロムを用いた場合には、測定後クロムを含む排液が生じるとの問題があることから、日本では、クロムの代わりにマンガンを用いている(CODMn法)。これに対し、海外ではクロムを用いたCODの測定方法(CODCr法)が一般的である。海外と日本の測定方法の違いにより、日本の測定数値と海外の測定数値を同基準で比較することができないといった不具合が生じている。</p> <p>また、海外向けの排水処理機器の設計時には、CODCr法を用いているが、日本の基準がCODMn法のみであるために、再度CODMn法での検証が必要になり、非効率的になっている。</p> <p>海外向けの製品の性能評価においては、国内でCODCr法で測定を行っており、実施にあたって、適切な処理を行っており、クロムを含む排水の問題は発生していない。</p> <p>世界中で水環境の重要性が高まる状況において、国際的に適用し難い測定方法を基準として規制値を定めることには矛盾があり、少なくとも海外向けの製品については、世界的な基準であるCODCr法を基準にした規制値に変更することを要望する。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省

4-(32)	バッテリー製造工程における消火設備の規制緩和(水系消火設備認可)
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	危険物の規制に関する政令 別表第五(第二十条関係)
要望の 具体的内容	<p>リチウムバッテリー工程において設置する消火設備に、(泡や粉末の消火設備だけではなく、)水系(スプリンクラ)消火設備の導入も認めていただきたい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>現状、リチウムバッテリーは、封入されたバッテリーパックでも、リチウムが使われていることから、危険物として扱われ、消火設備は、泡、粉末の設備を設置するように、指導されている。</p> <p>しかしながら、リチウムバッテリー製造工程で使用されるリチウム化合物は、金属リチウムやアルキルリチウムのような禁水性物質ではなく、水で消火することが可能であることも実験で実証されている。</p> <p>また、製造段階でのエイジング工程(製品温度上昇)などでは、多量の電池が燃焼する危険性があるが、大量の水で冷却効果を高めることが、逆に、早期鎮火に有効であることも実証されている。</p> <p>危険物に該当する物質が含有ではなく、実際に使用される物質の特性が明確な場合には、その特性に合わせて消火方法等を選定すべきである。</p> <p>なお、水消火が可能になれば、鎮火後の製造機械や施設の復旧も、泡、粉末よりも、水系のほうが比較的早いので事業への影響も軽減される。</p> <p>有効な消火を期待するためにも、リチウムバッテリーを取り扱う場合には、使用されている危険物の特性に応じ、水系(スプリンクラ)消火設備の設置も可能とすることを要望する。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省消防庁予防課